大分市上下水道事業公告第261号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大分市契約事務規則(昭和39年規則第12号)第25条の規定に基づき公告する。

令和7年10月8日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務名 岡の下水管橋外1橋耐震診断業務委託
- (2) 履 行 場 所 大分市大字横尾外
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで
- (4) 業務の概要 水管橋耐震診断(静的解析)
 - ・パイプビーム水管橋 2橋

 $(\phi 400 \text{mm} \cdot \text{L} = 12.6 \text{m} \quad \phi 900 \text{mm} \cdot \text{L} = 7.0 \text{m})$

- (5) 最 低 制 限 設けない
- (6) 予 定 価 格 ¥11,170,000-(消費税及び地方消費税を除く。)
- 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- ① 平成 27 年度(契約締結日基準)以降に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく水道施設(水管橋)の耐震診断業務(静的解析を含む)を元請として行った履行実績を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 公告日において、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱(平成 17年大分市告示第1700号)により、**業種区分 土木コンサル(上水道及び工業用水道)** について、入札参加の認定を受けている者であること。
- ④ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑥ 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は 銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- ⑧ 大分市内に本店又は大分市との契約について委任を受けた営業所(支店等)があること。
- ⑨ 照査技術者及び管理技術者は、下表に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、照査 技術者と管理技術者は兼任できない。

照查技術者	委託業務の履行に当たり、技術士(上下水道部門(上水道
	及び工業用水道))の資格保持者であり、水道施設(水管橋)
	の耐震診断業務の業務経験を有する者とする。
管理技術者	委託業務の履行に当たり、技術士(上下水道部門(上水道
	及び工業用水道)) の資格保持者であり、水道施設(水管橋)
	の耐震診断業務の業務経験を有する者とする。

3 入札の公告等

(1) 契約担当課

名称:大分市上下水道局上下水道部水道整備課(以下「水道整備課」という。)

所在地 : 〒870-0045 大分市城崎町一丁目5番20号

電話 : 097-538-2405 (直通)

FAX : 0 9 7 - 5 3 8 - 2 8 4 6

電子メールアドレス : jogesui-suidoseibi@city.oita.oita.jp

(2) 本公告の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月29日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び交付方法

インターネット (大分市役所ホームページ http://www.city.oita.oita.jp 以下同じ。) によるほか、水道整備課においても交付する。

4 仕様書等の交付

- (1) 仕様書等の交付期間及び方法
 - ① 交付期間
 - 3の(2)の①に同じ
 - ② 交付方法

契約担当者が入札参加を希望する者の準備した未使用のCD-Rに電子データ(設計図書等を電子化したものをいう。)を記録し配布するものとする。

- (2) 仕様書の質疑応答
 - ① 仕様書に質問がある場合には、次により行うこと。
 - (ア) 提出方法

質問者及び質問を記載した書面(様式は自由)により、FAX又は電子メールにより提出すること。その際、水道整備課に事前に電話連絡をすること。

(イ) 提出期間

令和7年10月9日(木)から令和7年10月16日(木)までの土曜日、日曜日及び 祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 提出場所

3の(1)に同じ

- ② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - (ア) 閲覧期間

質問があった日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後までに開始し、開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 閲覧場所

インターネット(大分市役所ホームページ)において閲覧に供する。

5 現場説明会実施しない

6 入札保証金 免除する

7 入札書等の提出期間及び方法

- (1) 提出書類
 - (ア)入札書
 - (イ) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - (ウ) 競争参加資格状況表 (様式第2号)
 - (工)履行実績(様式第3号)
 - (オ) 配置予定技術者の資格 (様式第4号)
- (2) 提出書類到着締切日時 令和7年10月29日(水)24時00分(必着)
- (3) 郵送先

〒870-8799 大分中央郵便局留 大分市上下水道局上下水道部 水道整備課

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とし、二重封筒によらない場合は無効とする。
- ② 内封筒に、(1)の提出書類のうち、(ア)の入札書を入れて封入し、封筒表面に件名、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きして、裏面を本市への代表者等の登録届出印(以下「届出印」という。)で封緘する。
- ③ 外封筒に、②の内封筒及び(1)の提出書類のうち、(イ)及び(ウ)を入れる。外封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、宛先を記入する。封筒裏面に、差出人の商号又は名称を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかにより(2)の提出書類到着締切日時(必着)厳守で郵送する(普通郵便不可)。なお、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は一切認めない。
- ⑤ 封筒に記載された件名等と同封の入札書に記載されている件名等が異なる場合は無効とする。

【別紙1】入札用封筒の記載例 参照

(5) その他

- ① 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札候補価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 入札書には、(1)(イ)の競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)に記載した住所、商号 又は名称及び代表者職氏名を記入(競争入札参加資格審査申請時に委任状を提出している 場合はその代理人(支店長等))し、届出印で捺印すること。(入札書記入例 参照)
- ③ 入札書等は、鉛筆やフリクションペンなど消去可能な筆記具は避けること。

- 8 開札の日時、場所及び方法
 - (1) 日時

令和7年10月30日(木)午後2時00分

(2) 場所

大分市上下水道局本庁舎 5階 51会議室

(3) 立会い

入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(4) 入札回数

初度のみ1回とする。

- (5) 落札候補者の決定
 - ① 入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の 価格でもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。
 - ② 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。くじによる決定方法は、以下のとおりとする。
 - (ア)入札参加者は、あらかじめ3桁以内の任意の番号(「0」から「9」までの数字を3文字組み合わせたもの。ただし、「000」を除く。)を入札書に記載する。くじ番号の記載がない場合は、「999」を割り当てる。
 - (イ) 同価入札者は、本市の入札参加有資格者名簿(委託)の事業者番号の小さい者から順に 0、 1、2・・・と入札番号を割り振る。
 - (ウ) 同価入札者のくじ番号の合計を同価入札者の人数で割り、余りを算出する。
 - (エ)上記で得られた余りと、(イ)で割り振られた入札番号が同じ者が落札候補者となる。 【別紙2】同価入札者がいる場合の落札者決定方法 参照
- 9 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等
 - (1) 落札候補者の競争入札参加資格確認

契約担当者は、8の規定による開札を行った後、落札候補者について、競争入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

(2) 落札者の決定

契約担当者は、(1)の規定により落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。以下、落札者が決定されるまで、順に同様の手続を行う。

(3) 入札の無効

(1)の規定により競争入札参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

(4) 入札結果等の通知及び公表

契約担当者は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

- 10 競争入札参加資格がないと認められる者に対する理由の説明
 - (1) 説明の申請

競争入札参加資格がないと認められる者は、通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日 及び祝日を除く。)以内に、契約担当者に対して書面(様式は自由)をFAX又は電子メールによ り提出することでその説明を求めることができる。 (2) 提出場所 3の(1)に同じ

(3) 回答

契約担当者は、(1)の説明を求められたときは、書類の提出があった日の翌日から起算して8日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。

11 契約保証金

免除する。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた 場合には落札決定を取り消す。

- (1) 公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (8) 仕様書等の交付を受けていない者のした入札
- (9) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した者の入札
- (10) 指定する郵送先以外に郵送した入札
- (11) 入札書到着締切日時を経過した後に到達した入札
- (12) 内封筒及び外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者
- (13) 二重封筒によらない入札
- (14) 封筒に記載された件名等と同封の入札書に記載されている件名等が異なる入札
- (1)から(4)までに定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

13 支払条件

前 払 金 あり

部 分 払 なし

14 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市一般競争入札実施要領(平成24年6月1日施行)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①から③までのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ① 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ③ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)の①から③までのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) その他不明な点については、水道整備課まで照会すること。 電話番号 097-538-2405 (直通)